

広島県教育委員会訓令第1号

県立学校

県立学校職員の介護支援部分休暇に関する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

県立学校職員の介護支援部分休暇に関する訓令

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第十四条の三第二項の任命権者が定める時間は、常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間（同条例第二条第一項及び第三条に規定する勤務時間をいう。）から地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項第一号から第四号までの規定を準用する場合における勤務時間を減じた時間とする。

附則

この教育委員会訓令は、令和三年四月一日から施行する。